
平成22年 第4回(定例)高鍋町議会 会議録(第2日)

平成22年12月15日(水曜日)

議事日程(第2号)

平成22年12月15日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第55号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
日程第2 議案第56号 高鍋町公園条例の一部改正について
日程第3 議案第57号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
日程第4 議案第58号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第5 議案第59号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第55号 公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
日程第2 議案第56号 高鍋町公園条例の一部改正について
日程第3 議案第57号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第7号)
日程第4 議案第58号 平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算(第3号)
日程第5 議案第59号 平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算(第2号)
-

出席議員(16名)

1番 水町 茂君	2番 徳久 信義君
3番 岩崎 信や君	5番 緒方 直樹君
6番 池田 堯君	7番 中村 末子君
8番 黒木 正建君	10番 後藤 隆夫君
11番 青木 善明君	12番 松岡 信博君
13番 永友 良和君	14番 柏木 忠典君
15番 八代 輝幸君	16番 津曲 牧子君
17番 時任 伸一君	18番 山本 隆俊君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壱岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君
議事調査係長 山下 美穂君

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤 浩一君	副町長	川野 文明君
教育長	萱嶋 稔君	代表監査委員	黒木 輝幸君
総務課長	間 省二君	政策推進課長	森 弘道君
建設管理課長	芥田 秀則君	農業委員会事務局長	松木 成己君
産業振興課長	長町 信幸君	会計管理者兼会計課長	原田 博樹君
町民生活課長	三浦 敏君	健康福祉課長	井上 敏郎君
税務課長	田中 義基君	上下水道課長	森 俊彦君
教育総務課長	黒水日出夫君	社会教育課長	三嶋 俊宏君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） 只今から本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第55号

日程第2. 議案第56号

日程第3. 議案第57号

日程第4. 議案第58号

日程第5. 議案第59号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第55号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてから日程第5、議案第59号平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）まで、以上5件を一括議題とし、一議案ごとに総括質疑を行います。

まず、議案第55号公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。順番で配置されるかと考えておりますけれども、環境整備公社への職員派遣では、どのような仕事をしていくのか、また職員の服務及び給与に関してなどについては、地方自治法によって守られておるんですけども、高鍋町の条例及び今までの組合との関係で構築してきた服務規程などについては、守られていくのかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、環境整備公社に派遣する職員の業務についてであります。財団法人宮崎県環境整備公社の組織は、総務課、渉外課、建設課、施設運営課の4課で構成されており、当町から派遣予定の職員については、施設運営課業務調整班に配属される予定であります。

なお、業務調整班の業務は廃棄物等の受け入れ、及び処理施設の維持管理等であります。次に、派遣職員の服務規程等についてであります。職員を派遣するにあたり、当町と

財団法人宮崎県環境整備公社との間で、派遣職員の取り扱いに関する協定書を締結する予定であります。

その協定書の規定により、派遣職員の服務規程については財団法人宮崎県環境整備公社の服務規程が適用されることとなります。

なお、財団法人宮崎県環境整備公社の服務規程は、宮崎県の服務規程に準じたものであります。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかにありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。例えば、宿直規程というのがあると思います。服務規程の中にですね。ここのエコクリーンについてはまだまだ問題が、解決されている問題ではないと私は考えているんですね。宿直などが課せられた場合、今まで高鍋町の職員は宿日直については恐らくしない方向での組合との交渉、妥結がなされていると思いますけれども、そのことについてもし宿直規程というのが当てはまるような状況になったときにはどういった対応をされるつもりでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。環境整備公社のほうに一応問い合わせしてみたんですが、宿日直業務については現在のところないと聞いております。ただ、正月の三が日を除いた休日等についても県民からの電話等の対応ができるような勤務体制がとられているみたいです。

○議長（山本 隆俊） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第56号高鍋町公園条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。これは新しくつくられた屋内多目的広場についての使用料の加筆と考えます。この理由については、誘致されている社会人野球などの利用が可能と考えますし、また高校野球などの活用も見込まれるのではないかと考えているんですけれども、具体的にはどのような団体の利用が見込まれているのか、またその利用料収入についてはどのくらいとを考えておられるのか、また町外者の利用については倍額とすることになっておりますけれども、町内者と町外者が混在している場合、例えば30人いる中に1人高鍋町の人が存在している場合などについては、どのような規定で臨まれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 社会教育課長。

○社会教育課長（三嶋 俊宏君） 社会教育課長。お答えいたします。

屋内多目的広場は、町が野球キャンプを誘致した社会人や大学野球部の雨天時の練習場として利用することも考えておりますが、広く町民の方にも利用していただくことを考え

ております。利用を想定している競技にはスポーツ少年団、中学生、高校生の野球以外にもフットサル、雨天時のテニス、ホッケー、グラウンドゴルフなどを想定しております。また児童、学生のレクリエーションや保育所、幼稚園などの運動会にも利用できるのではないかと考えております。

次に、利用料収入についてでございますが、この施設が雨天時の利用を想定していることから、予想がしにくく現在のところは算定しておりません。次に、町内者と町外者が混在している場合の利用料金につきましては、町内者料金としたいと考えております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。それでは、私ちょっと気になる場所なんですけれども、先ほど答弁の中でもありましたように、誘致されている社会人野球に向けてということでこれがつくられたときには町長も答弁があったと思うんですね。だから、そのことを考え合わせたときに、これがちゃんとでき上がるのかどうか、社会人野球の日程に合わせて本当に完成するのかどうかということがまず一つ疑問点としてあります。

また、この条例をつくっても利用者がいなければ必要ありませんし、利用が面倒くさいということになれば、住民からなぜこの施設をつくったのかと。それでは、野球の誘致はたくさんふえてきたのかと問われたときに、私はどのような答弁をすればいいのかなと思うんですけれども、これは町長に答えていただきたいと思います。

また、野球場と離れているんですけれども、この利便性についてどういった思いを持っていらっしゃるのでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今議員が申されました工期ですね、ちょっとおくれるんじゃないかと思っておりますが、業者にも私のほうから直接なだけ中のほうは使えるように早く進めていただきたいというような話はしております。

それから、キャンプは関東学園、桐蔭横浜大学ですね、このほかに2月10日から約1週間、8日間くらいですね、JFE東日本が新しく社会人としてキャンプには来てくれるとなっております。

それから、ラグビーの合宿ですね、児湯クラブのラグビー祭に合わせて沖縄県の海上自衛隊、それから千葉大学などがキャンプに来てくれますので、体育館それから雨天練習場を併用した使用ができ、大変効率の上がるキャンプができるんじゃないかと思っております。

それから、利便性についてでございますが、あれだけのものになりますとこちらのほうには、町営球場のほうには建てる場所がございません。それで、大変利便性のことに聞かれると思いますが、歩道橋もでき走ってでもどっちでもいけるということでございますので、また車も駐車場がありますから、そっちに行っただいて使っていただくということで、向こうの運動公園野球場、それから多目的広場と合わせて何もかも100%ではございませんけど、ちゃんとしたものが使い方ができると私は思っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。なぜ私が利便性について聞いたかというのは、屋内ということは雨が降るとき利用するというような意味合いが強いんじゃないかなというふうに思うんですね。それ以外で屋内で練習するときには、何か使っていてそこが使えないとかいう場合もあるでしょうけれども、雨が降っていて使えないときに走っていくということは恐らく考えられないと。雨の中走って行って風邪でも引いたらそれは大変なことですよね。ラグビーやらは雨の中でも試合をしますし、野球もある程度の雨ではするかもしれませんが、やはりそこ辺の利便性について、やっぱそこまで配慮した形での施設づくりというのをしっかり行っていないと、せっかく誘致してしたにしても、その使い勝手が悪いというのであれば、また来年からの、ことしは先ほどの工期で無理だってことしは使われないかもしれませんが、来年ですね。2月には間に合わないかもしれませんが、そういうことも合わせて、やっぱ利便性についてはもう少し協議を重ねていただけないかなというふうに私はそういうお願いをしたいと思います。

また、先ほど工期の話をされましたけど、間に合わないだろうということをおっしゃって聞いたものですから、間に合わないのじゃせっかくつくった意味がないじゃないかと。だから何としてでも、今度2月、逆にいえば2月10日には間に合わせてもらうということはできないのかどうか。その間に合わない原因になったのは一体何なのかということが非常に気になる場所なんです。そうでないとせっかく誘致をした皆さんに喜んでいただくと、ことしからはこうやってありますよとあって、喜んでいただく施設をつくっていく上で、間に合わなかったじゃね、来年また来てくださいというわけにはちょっとね、いけないんじゃないかなと思うんですね。そのところはもうどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

工期についても、町長は使えるようにとおっしゃいましたけれども、完成工事検査なりある程度の検査が終わらないと、もし万が一事故があった場合、何かあった場合には非常におかしくなるんじゃないかなというふうに思いますので、それが本当に使えるようになるのかどうか、いつになったら使えるのか具体的なことを答弁していただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。議員のおっしゃるとおりキャンプに間に合わせるためにというか、そのように準備は進めてきているわけですが、工期といいますか、これはもう確実に建設できるという工期を設定したときに2月末ということになっております。

ただ、おっしゃられたように2月10日から、これ間違いないと思うんですがキャンプが入ってきます。それで業者等も、工期は2月末に設定しておりますが、極力そういう日程等が入っているということで、できる限り早目に完成してもらえないかというか、そこ辺要請というところなんですけど、業者と、請負業者とそこ辺の協議をしながら今進めて

いる状況でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第57号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第7号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。債務負担行為を12月で補正するというその理由をお知らせいただきたいと思います。また、これ以外の債務負担行為は存在しないのかどうか。

むらづくり交付金事業について減額する理由は何なのか。そのことによってどのような計画変更となるのか、具体的に答弁をしていただきたいと思います。

交通安全対策特別交付金事業の趣旨と、住民要求についての調整を行なう予定があるのかどうかをお伺いします。

国庫支出金、県支出金についてどのような法令で負担割合について答弁を求めます。

総務管理費中、地方バス路線維持管理について以前から見直しの議論が出されておりますけれども、議論はされてきたのか。また、学校に通学する子供たちへの配慮はどのようにされてきたのかお伺いします。

戸籍住民基本台帳費について国の法改正に伴うものようですけれども、必要経費についての国からの交付税措置などについて通達は来ているのか。

社会福祉費の老人措置費について、使用料及び国庫支出金での対応はないけれども、一般会計からの拠出する理由はなんでしょうか。同じく障害福祉費について、国、県、高鍋町の負担割合について答弁を求めます。

児童福祉に関して、特別保育事業が支援センターからほかに振り分けられたようですが、その理由はこういったことなんでしょうか。

林業総務費で、有害鳥獣捕獲班活動支援とはどのような内容か説明を求めます。

都市計画費について、公園整備、まちなか景観調査とはどのようなことを行い、これからの計画はどう進めるつもりなのか答弁を求めます。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

まず、廃止路線代替バスの運行見直しについてであります。宮崎県バス対策協議会西都地域分科会において検討を行っているところであります。これまで、宮崎交通発行の通学定期券やゆうゆうパス等のバスカードデータをもとにした利用状況の分析を行い、当該バス路線の必要性、効率性、妥当性等について検討を行ったところであります。現在の利用状況はバスカード所有者の割合が4割から6割で、あとの約半数は現金で利用されております。現金で利用される状況等も把握するため、今年度中には実際にバスに乗り込んでの利用実態調査を実施し、実態に即した路線見直しを改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、学校に通学する子供たちへの配慮はどのようになされてきたのかについてであります。遠距離通学の児童生徒の登下校時に合わせた運行を業者と調整し実施しているところでございます。

その他の質疑につきましては、事務的なことでありますので、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。債務負担行為を12月議会で補正することの理由についてでございますが、人件費や燃料費などの経費算定が社会情勢によって流動的となる費用を含んでの見積もりとなりますので、よりの確な金額を算出できるものと判断されること、また事務的に4月1日からの契約を結ぶための入札執行が困難であるため、今回12月の議会で議決をお願いするものでございます。

なお、現時点での債務負担行為は今回設定したものの以外は予定されておられません。

それから、交通安全対策特別交付金事業についてでございますが、本事業は交通反則通告制度に基づく反則金を財源として、交通安全施設整備の経費に充てるために交付されるものでございます。本町につきましては、地区等からの要望や道路管理者等の協議により、年次的に交通安全施設の整備を行っているところでございます。今回の補正予算につきましては、ガードレールの整備を予定いたしております。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。国県支出金についての御質問ですけれども、それぞれの事業につきまして各省庁あるいは県単事業につきましては県の条例等でその基準が定められております。内容的には補助事業となる事業の目的、趣旨、あるいはその交付対象者、あるいは補助率というところが定められておりますので、それらをもとに予算を作成する場合にはそういうことを基準にして査定をしております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。むらづくり交付金事業につきましては、本年度が事業の最終年度になっております。当初予算において事業計画による残事業費をもとに予算化を行っていましたが、補助金交付要綱の変更により事業費内で計上していた事務費が補助対象外となり、計上していた事務費を減額するとともに、用地の確定作業により耕作物等の補償の必要額が算定されたことや、工事の実施設計を行い、事業完了に要する事業費を計算し、今回の補正予算で2,132万1,000円の減額予算を計上させていただいたところです。

また、計画変更については過年度分の実績を合わせて平成21年度中に計画変更を行っており、今回の補正予算による事業量、事業費の変更は農道整備や集落道整備といった各工種において20%以内での増減であり、計画変更にはならないということであります。

それから、有害鳥獣捕獲班活動支援についてあります。有害鳥獣捕獲班の活動について

は鳥獣による農作物等の被害が発生した場合、有害鳥獣の駆除をいただいているものであります。昨年度までは、県より直接有害鳥獣駆除班に活動支援費として補助されていましたが、今年度より要綱が変更され、町を経由して有害鳥獣駆除班へ活動支援費を補助することになったため、今回の補正予算に計上させていただいたところであります。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 町民生活課課長。

○町民生活課長（三浦 敏君） 町民生活課課長。お答えします。

戸籍住民基本台帳費のシステム改修にかかる経費の地方財政措置については、総務省の事務連絡により県市町村課を通じ、平成22年1月29日と平成22年12月8日付で普通交付税及び特別交付税にて措置する旨の通知が来ております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。お答えをいたします。

老人措置費に伴う国庫負担金は、平成17年度に国の三位一体改革により廃止されまして、それに伴う地方自治体の負担増につきましては、税源移譲により一般財源化されております。

また、老人福祉法に基づき老人ホームに入所される方の多くは、低所得により費用徴収金が定額であるために、今回使用料の増額補正はございません。

次に、障害福祉費の国、県、高鍋町の負担割合についてでございますが、障害福祉サービスを利用した場合の費用につきましては、事業の種類によっては違うものでございますけれども、一般的にはサービス事業者の自己負担が1割、残りの9割を国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1の負担をすることとなっております。

次に、子育て支援センター関係でございますが、当初の計画といたしましては、平成21年度まで実施をいたしました小規模型の支援センターからセンター型へ、ちょっと大型になるんですけども、移行する形で計上しておりましたが、人員の配置状況などの関係から検討させていただきました結果、本年度につきましては従来型の方式で実施をしていくことといたしましたので減額をするものでございます。

ただし、他の特別保育事業につきましては、民間移譲されました保育園につきましても、延長保育事業、それから一時保育事業を新規で実施することができるようになりましたので、今回増額をし、拡充しております。今後も国、県の補助事業を最大限活用しながら、子育て支援事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。公園整備につきましてでございますけども、公園整備につきましては、老朽化しました桜の移植や茂り過ぎましたツバキ、それから雑木の剪定を行い、桜の増植等を計画しております。

また、まちなか景観調査につきましては、景観計画策定に必要な事前準備の資料作成等でございます。また、これからの計画につきましては、地域の特性を活かした景観計画を策定してまいりたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。それでは、1項目ずつ答弁をいただきましたので、むらづくり交付金事業ですね、これではすべての事業終了に合わせてということで、減額されたようなんですけれども、今後この地域の活用及び運営についてはどのように計画されているのでしょうか。その中に入られた皆さんがどのような運営方法をしていくのか、話し合いの中に恐らく産業振興課のほうも一緒に入って協議をされてきているものと思っておりますので、どのような計画なのか具体的に答弁をしていただきたいと思います。

今度は社会福祉費の老人措置費に関してなんですけれども。交付税措置がなされているとは考えますけれども、今までも一般財源化されて高鍋町の負担が大きくなって、やむを得ず民間移譲をしたり、住民負担が大きくなっている実態があると思うですね。この問題を住民の皆さんへどういった形で周知徹底を行っていくのか、じゃあその三位一体の改革そのものがどのようなものだったのかということ、やはり住民の皆さんは周知されていなければ、高鍋町自治体そのものがそういう福祉の問題、社会保障の問題、それなりを削っていつているように誤解されはしないかと、私は思いますのでそここのところは答弁をしていただきたいと思います。

また、県は有害鳥獣問題に関して、地方自治体へと移行してトンネル予算となるということなんですけれども、銃の許可申請に関してと有害鳥獣を駆除する団体に関して、銃の許可申請に関してどのような方法なのかということと、有害鳥獣を駆除していただく団体に加入している、いわゆる届け出を行っている団体は幾つで、何人が所属しているのか。また、銃を許可されている方が一体高鍋町にはどのくらい存在しているのかということも合わせてお答え願いたいと思います。

今回の公園整備ということは、舞鶴公園の大きな木の枝打ちと、数十本の木が伐採されるということをお伺いしましたけれども、木は植栽をしていけば大きくなることはこれはもう当たり前のことであって、仕方がないことだと思うんですね。桜の木を移植するというのは、桜の木を植え直すというのは当然桜が60年なりの期限で枯れていくということになれば、これは当然考えていかなければならないことだと思うんですけれども、私は前から言っているように、2月の10日くらいから神奈川県松田町というところがあるんですけれども、ここで河津桜というのが大島桜、いわゆる緋寒桜と普通の桜のかけ合わせたものが植栽されている。これ何万本も植栽されているんですけれども、非常に2月の10日あたりくらいからさくら祭りというのが行われているんですね。これには100万人からの人手があるということをお聞きしておりますので、できれば高鍋町も早い時期からやはりこういった桜祭りなんかを実行できるような形で、今度植えかえをしていただければ、これは私この河津桜をぜひ植えていただきたい。国富町でもこの河津桜を寄

贈された方がいらっしゃって、これ何十本か定植されております。非常に楽しみしているところなんですけれども、そのようなことはどういうふうと考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

また、今回の伐採などの計画で、伐採をすればじゃあ舞鶴公園を利用していただけるのかという疑問点があるんですけれども、じゃあ公園、舞鶴公園を利用していただくためには、具体的にあそこの下のほうの駐車場からずっと徒歩で上がっていかなければならないという状況が、恐らく利用をね、範囲を狭めている状況もあるんじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、そういうところをどういったふうに模索していくのか、考えているのかということをお聞かせ願って、またこれはどのくらいの公園利用者が増加するとお考えになってのそういった計画を立てられたのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。しばらく休憩します。

午前10時30分休憩

.....

午前10時33分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

今、舞鶴公園の整備についてであります。私も小さいころからずっとあっこは遊び場にしてきたところでございます。私が町長に就任させていただいてから、中段の上のほうになりますけど、遊園地とかああいうところが木が茂り過ぎて光が入らなくて、下がべちゃべちゃしていたということなんかで、なかなか人が上がってくれないのかなと思いがら、その次も枝打ちをして光が入るようにしてまいりました。

それから、篤志の方がお金を出していただいて、やはり枝の伐採をずっとしていただいとおったんですが、これが二、三年前ですね。私も今度そういったことがありまして、ずっと舞鶴公園を歩いてみました。そこで、私の感じたことですが、莫大なお金が今まではここに使われていたんだなと思って、これだけのお金を使って、ではどのほうでうまくできていないかと、もう壊れてしまっただめだなということで、何とか人が上がれるような場所にならなければということで、今度の公園整備の予算を上げさせていただいたわけでございますが、確かに議員がおっしゃるとおり、木は大きくなるまではなかなか時間がかかります。年数もかかります。

しかしながら、公園の広場に私たちが小さいころは日がずっと差して、歩いても明るい公園だったと思っておりますので、そういった方向づけを今から徐々にしていこうかなと思っております。

それから、なぜ桜かということになりますと、雑木も大変必要な、環境にとって必要だと私も思っておりますが、広場においては桜の植栽もいいんじゃないかということで桜を一応植栽しようということで、今考えているところでございます。その種類におきましては

舞鶴公園にマッチしたものを考えたいなと思っております。

そのほかにも今議員おっしゃいましたように、一年を通して住民の方々が憩いの場所として上がっていただくにはいろいろなアジサイとか、そういうものを取り入れた公園の色とりどりのものが時期によって咲いていくようなものを、そういうものをまた今から考えていこうということで、内々にはそういう協議はしているところでございます。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。まずはむらづくり交付金事業で造成しました施設の管理についてあります。もとより土地改良事業関係で造成した施設につきましては、農家みずからが管理することとなっております。

そうはいいまして、管理の難しいものいろいろありますから、町としてもできるものについてはやって、農家が施設管理困難なものについては管理を行っているところであります。

一般的な場合におきましては、むらづくり交付金事業でつくった代表的な地域的な管理が必要なものとしては公園等があります。そういうものについては、農地水環境保全事業等と組み合わせまして、地域の方々に管理をお願いをしているところであります。また、四季彩のむらにはつきましてはそういうものがないので、四季彩のむらの方々にお願いをしていこうというふうに考えているところであります。

一般的な農道、用排水路等につきましては、関係土地改良区、関係水利組合等が管理をするものということで御理解いただきたいと思えます。

それから、有害鳥獣駆除班の関係の御質問の中で、銃の使用許可はどの程度の人数という御質問がありましたけども、申しわけございませんが、その数字については確認しておりません。ただ、有害鳥獣駆除班は猟友会に加盟をしておられる方の中から選考すると、選出をするというようなことになっております。本町におきましては、猟友会に入っておられる方すべての方を有害鳥獣駆除班員としてお願いしております。

ただし、猟友会は任意の加盟でございますから、すべての人が入っておられるわけではないということを申し添えておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。老人ホームの措置費等に関わって、これが三位一体の改革で一般財源化されている状況、老人保護措置費の問題だけでなく、地方自治体全体が国等の負担、補助が一般財源化されているという状況は三位一体改革からだんだん強まってきているわけですが、老人ホームの措置費に関して申し上げます、平成16年度当時におきましては、老人福祉法に規定される措置費の2分の1が国庫で措置をされております。高鍋町は、2分の1の額ということになります。

ところが17年度に三位一体改革が打ち出されまして、17年度から国庫補助金が廃止

になっております。その廃止になった分が地方交付税で措置をされておるということになっております。17年度以降、大体一般財源が大体85%以上、国庫補助金がなくなって一般財源化されて、一般財源から拠出しているものが80——21年度については83%くらいに上っております。

これ老人福祉費関係だけでなく、町全体と申しますか、そういう一般財源化の流れがあるんですが、私どもとしては、健康福祉課関係といたしましては、いろんな福祉団体、それから出前講座、住民への周知の関係ですけれども、こういうところを利用してながら財政問題を若干述べさせていただいて、大変きつい状況にあるというのは一部の方になってしまえますけれども、こういう状況なんですということで財源がなかなか確保できないという状況は健康福祉課関係の皆様方には少なくともお知らせをいたしております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。むらづくり交付金で、交付事業で、答弁で農家みずからが管理するものとなっているということを、その土地改良区というか、改良区に入っていられる皆さんが、それをすべて承知置きしていただいているのかということになると、後々の運営というのが非常に気になる場所なんです。

それと、公園についての管理については別の予算があるからそれに対応できるようにしていきたいということだったんですけれども、片一方ではそういった予算を配置していきながら、四季彩のむらの運営については土地改良区に任せていくということになると、当初からのむらづくり交付金事業をするにあたっての計画ですね、これをどういうふうに、本当に周知徹底をそこに何が目的が達成させられたのかと、されたのかということになると非常に後はもう尻切れトンボになってしまうということにもなりかねないと思うんです。

だから、これがやはり当初の目的では、やはり四季彩のむらプラス湿原、プラス温泉というこの一帯を公園化をすることによって、多くの観光客が、観光資源となるような形にしていくというのが当初の多分目的だったんじゃないかなと思うんです。それをしっかりと理解をしていただくということであれば、やっぱり四季彩という言葉のとおり四季折々にしっかりとしたいろんなイベントなり、いろんな今までやってきたですね、例えば田植え、稲刈りとかそういうことも含めた形での周知徹底というか、県外者、町外者及び県内の人たち、県外の人たちをも呼び込んでいくような観光資源として、ここが本当に活用されていくのかということの認識をどれだけ土地改良区の方が持ち合わせてくださっているのかということになると、私は非常にこれから産業振興課のほうも、逆にその土地改良区に入っていられる方々にそこを認識していただいて、これにプラスアルファができるような観光資源としてのやり方というか、これからの運営の仕方というのが非常に求められていると思うんです。

だから、そののちをどうされていくのかというのが私ちょっと一番知りたかったと

ころなんですね。そこをやらないと、せっかくこうやったむらづくり交付金をもらって、全国的にもこういうふうになりましたよっていう、できれば発表して、農業の本来のやっばり、農業者から見れば、私は農業景観のトップバッターになれるような、私そういう観光資源としてなり得るようなものに、私発展するんじゃないかという期待を持っていたんですけど、期待がもろくも崩れていくと非常に残念だなと思っていますので、そのことについても答えを願いたいと思います。

それから、公園整備について、先ほど町長が自分の小さいときは本当に明るくていい公園であったということを答弁されましたけれども、明るくていいのであれば木を植えないほうが一番いいですよ。もう、光注ぐ公園になるんです。でも、木を植えた以上、やっばり年月がたっていけば、当然木も樹齢を増していきますし、そしてその木もちゃんとやっかいものであるならば、その大きな木の陰に隠れて育たない木は自然と消滅していく、私明治の森、これNHKか何かで私見たと思うんですけども、明治の森の100年の大計という設計図が出てきたそうですね。それは、100年後にはこういう木しか残らないといった大計をもって明治の森はつくられているということを聞いたときに、私非常にね、だから舞鶴公園に対しても町長が言われるように明るいのでいいのであれば、明るいほうがいいのであれば、私はもうほとんど木を伐採してしまってもう全部なくして、逆に遊具だけを置いていくということがひょっとしたらいいのかなと思うんですね。

でもそれでは、歴史に逆行する形じゃないかなと思うんです。だから、植栽されたものをどう生かして、どう先人たちの残してくれたものを、どう私たちが発展させていくのかということが私は本来の自治体の役割ではないかなと思うんです。だから、歴史そのものをそこから根こそぎ切ってしまうのであれば、私もうつくらないほうが良いと思うんです。そうでないとあの公園を、じゃあ100年の大計でどうしていくのかと、そして皆さんに来ていただくためにどうしていくのかということをしつかりと視野に入れた、以前でました美術館を含んだ公園整備事業というのがありましたけれども、それについてもしっかりと精査されていないがゆえにこのような形で、木を枝打ちをしていくとかそういった簡易なものになってしまっていると、逆にいえば舞鶴公園だけじゃなくて、街区公園ありますけれども11箇所ですかね、ありますけれども、そういうものについてもしっかりと公園整備事業というものの中に盛り込んでいって、高鍋町の全体の公園のあり方も問題を本当はちゃんと私は特視すべきじゃないかなというふうに思うんですね。

だから、特別に注視していかなければどうしても、どうしても小手先のものになってしまうし、予算を使って200何十万ものお金を使って、結局250万円ものお金使っただけで一体あれ何だったんだろうと、使わないほうがましやっばりというふうになるんじゃないかと、やはり250万円使ったけれども300万円、400万円の価値が出てきたよと言っただけのような整備事業というのを計画していけないと、私たちはいけないと思うんですね。だからそこをどうするのかということを知ったわけですよ。明るいというのであれば私はもう当然根っこのほうからみんな切れればいいと思う。だけど、それじゃあ歴史

的に逆行するんじゃないかということをおし申し上げたいんです。

木は切れればいいというものじゃない、やっぱり大切にしていながら歴史的に残す木と、これは切ってもいいんじゃないかという木とやっぱりしっかりと精査していく、そのことがどうされてきたのかということをおし、私はちゃんとこたえていただきたいと思ひます。

それから、先ほど老人措置費に関して私は言ひませけれども、今度国庫支出金ですね、県支出金なりのことをこれは各常任委員会で審査が行われますので、細かいことは聞きませけれども、三位一体の改革で確かに私たち自治体には交付税の中に参入されますよということをおしされましたけれども、保育園がなくなったのもこの三位一体改革で交付税措置されたために私なくなってきたと思ひているんです。公立保育園がなくなってきたのはこのせいだと思ひます。三位一体の改革は、まさに民間移譲するための三位一体改革ということが一番大きな出来事でしたからね。

だから、子宮がんの検診にしてもしかりですよ。ほかの問題にしてもしかりですよ。自分たちで決めながら、地方交付税に参入するといひながら、地方交付税はそれに見合った形での増加は見られていない。私はそのようにしっかりと認識を執行部のほうにしていただかないと、そのことを町民にもわかっていただく努力をしないと、私は私たちの努力が何にもないから高鍋町はだめなんだというふうな評価になってくるんじゃないかなというふうにおし思ひます。

だから、私はそのことをしっかりと町長の口から述べていただきたいと思ひます。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。まず、交付税の問題でござひますが、本当に私も町村会で各所を回ひまして、そういう話はしておひます。とにかく交付税措置じゃなくてちゃんとした補助事業というふうなことでやってもらひのが一番いいということで、町村会でもちゃんとものは言ひてきておひますが、国の制度でありますので、なかなか私たちが町村会であつてもなかなかそれが通つていかないのが今の現実であると思ひておひます。

それから、舞鶴公園、木を切つてしまえばいいんじゃないかと、私は一言も木を切つてしまえばいいということはおししておひませ。木は、私も63歳ですから今、13くらいからあそこに上つておつたんじゃないかと思ひますが、50年もたつと木も大変大きくなります。しかし、ちょうど3年くらい前に枝打ちをして物すごく見晴らしはよくなったんですが、なかなかうちの今の役場の庭と一緒に、3年たつとまた前が見えなくなつてくるというふうなことで、その都度その都度そういった作業をしなければならぬということでおひます。

木を植えなさいいいんじゃないかと。しかし、広場になつておるところやはり花を植えたり、木を植えて木の花を見たりするのは、私は皆さんが舞鶴公園に上つていただくような雰囲気になるんじゃないかと思ひておひます。それから、石段とかそういうことも徐々に整備をしていひながら、皆さんが安易に上つていけるような、そういう環境づくりをしていくのが一番だと思ひておひますので、少ない予算の中で最大限の効果がある

ようなそういったことをしていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 産業振興課長。

○産業振興課長（長町 信幸君） 産業振興課長。むらづくり交付金事業で行う事業の区域につきまして、一般的に本町内には小丸川土地改良区あるいは一ツ瀬土地改良区という2つの土地改良区関係の地域もございますが、たまたまこの四季彩のむらは両地域に属していない区域となります。

そういう意味で、最初から御説明をいたしますと、そういう土地改良関係の施設、区域に入っていようが入ってまいがという意味合いですが、についてはもっぱら農家みずからが管理することという条件がついておるようです。また、このむらづくり交付金事業を実施するにあたり、関係者において同意聴取を行った上で事業着手しておりますので、事前にそういうことについては、承知していただいているものと考えております。

そのような中で、この四季彩のむらの効用についてであります。御指摘のとおり今後の管理等は温泉、それから湿原等と一体となった活用は当然ながら必要であろうと思っております。せんだって、四季彩のむらの役員の方々と、私どもの課の職員が今後のことについて検討を始めております。当面、来年度それからその先に向けてということで協議をしておりますけれども、つくりました施設の中に石積み板とかがあります。そういうものについては、圃場の石積みでありますから当然農家が草刈等をして、自分の圃場を守るための石積みですから、それはかねて景観を形成するものではあるけれども、もっぱら農家の適切な管理を求めるのが当然だろうというふうに考えております。

それから、四季彩のむらの今後につきましては、収穫であるとか、田植えであるとか、それから今年度の事業で地域の氏神とのつながるような橋もつくったりします。そういう中で祭り等の、大きな祭りの必要性はないんですけれども、祭り等の再興等も願ってそういうお話もしております。全体を通じましてこのむらづくり交付金事業においては、地域の農家の方々、それから地域の農村地域に住まわれる方々の気持ちの安らぐ場所の提供と合わせて農村の理解、むらづくり交付金事業全体の考え方としては都市と農村の交流というような基本的な理念がありますから、今後ともそのことの効果が薄れないような事業展開をしていきたいと。その事業展開というのは、むらづくり交付金以外の事業もあると思っておりますので、考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第58号平成22年度高鍋町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 運転管理の算定基礎について答弁を求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。運転管理の算定基礎についてでございますが、高鍋浄化センターの運転管理につきましては、日本下水道協会発行の下水道施設維持管理積算要領に基づき、設備の保守点検、運転操作、水質試験等の業務費を計上して積算を行っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。それでは、契約の方法及び取り交わした文書というのはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時55分休憩

.....
午前10時57分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 確かに、債務負担行為の提案のみですので、契約の問題については論外だと言われればやむを得ないというふうには思います。しかし、運転管理の算定基礎について先ほどの答弁がありましたように、非常に前も算定基礎について非常に議論を呼んだ部分というのが幾つかあったんです。だから、そのことについて、それから例えばこれから契約をしていくにあたって、入札方法をどうしていくのかと。今、非常の契約の方法について問題になっている事柄が幾つかあるんですね。これはだから特別委員会の中で細かくは質疑をしようと思っていたんです。その内容というのはですね。確かに今回は債務負担行為についてのみの提案ですので、どういったものなのか、もう一度再度運転管理の算定基礎について主なものはどんなものがあるのかということをお答えしていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 暫時休憩します。

午前10時59分休憩

.....
午前11時10分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。算定基礎の詳細についてでございますが、その基礎となる業務内容を申し上げますと、水処理設備、汚泥処理施設の運転操作及び巡視、水処理設備の沈砂の除去作業、水処理各設備室内の清掃、水処理設備の各種機器等の保守点検、水処理設備の各種機器及び施設の簡易な修理と水処理設備の記録及び報告、水処理に伴う水質及び汚泥の理化学試験の補助、こういう業務を積算根拠としております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。じゃあ、ちょっと確認だけさせていただきたいと思います。

簡易な整備とは金額的には大体どれくらいまでが簡易な整備となるのでしょうか。

○議長（山本 隆俊） 休憩します。

午前11時11分休憩

.....

午前11時12分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

上下水道課長。

○上下水道課長（森 俊彦君） 上下水道課長。簡易な整備ということですが、これは委託している業者、ここの職員が容易に修理できる、修理・整備ということで、金を伴わない修理となります。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。今回の債務負担行為で汚泥運搬処理処分のトン当たりの単価は出ておりますが、この債務負担行為の性質上、限度額を設定しなければならないんですよね、これ。債務負担行為の性質上ですね。ちょっとこれ、まずいんじゃないですか、伺います。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前11時15分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 済みません。私のほうから若干債務負担行為について述べさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり限度額の表示ということになっておりますが、金額の表示が困難などといいますか、これ単価計ですので数量が把握できないというような部分については、文言でもいいということになりまして、そういうことで確定している単価について記載したということで御理解願いたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。なぜ、私がこの12月における補正の段階での債務負担行為を今問題にしたかということ、これ3箇月後には委託契約するでしょう、契約。契約する段階においては、当然積算根拠を出すでしょう。ましてや前年度の汚泥量、今回次年度です、23年度の汚水処理量も当然計画はされておるし、それに伴って汚泥は出ていくんだから、当然あるでしょう。

ましてや3箇月後に、もう一編言いますけども、業務委託契約をするんですね。その段階においては、業務委託契約するときには両方の根拠が提示されんと契約できんとじゃないですか。3箇月後には業務委託契約の段階の入札においては提示するんですか、3箇月後に。3箇月後にもこの汚泥の量は提示せず、これは例年随意契約ですけどもするんです

か。

○議長（山本 隆俊） 総務課長。

○総務課長（間 省二君） 総務課長。契約関係に入ってきますので御説明したいと思いますが、一応、トン当たりで一応契約をいたしております。それで、実績に応じてお金を支払っていくという形の契約でございます。

○議長（山本 隆俊） 6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。くどういようですが、債務負担行為は次年度をまたぐがためのこの性質上4月1日から処理をしなければならないということだからするんですよね。わかるんですけども、性質上、上限の限度額は設定しなければならないです。当然それは先ほど申し上げたように前年度の汚泥量を次年度の処理量において出るんだから、当然契約の段階においてはそれを提示して契約をするはずですよ。契約行為ですから、契約行為に基づいて債務負担行為をしなければならないんだから、先ほど言ったように性質上限度額を設定しろということだからですよ。特別委員会もありますので、一応指摘はしておきます。

○議長（山本 隆俊） 答弁はいいわけですね。ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

次に、議案第59号平成22年度高鍋町介護保険特別会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。介護保険の見直しの時期に入ると思うんですけども、利用について住民から使える項目が少ないし、即対応できる体制が非常に弱いとの指摘を受けております。また、使いやすい利用しやすい介護保険はどうあるべきか、住民意見の取りまとめは行われぬのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。利用しやすい介護保険についての住民意見の取りまとめについてであります。12月末から日常生活圏域ニーズ調査を65歳以上の高齢者を対象に行うこととしており、平成23年度に策定する第5期高鍋町介護保険事業計画の方向性を示す基礎資料として利用するとともに、ということにしております。以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

以上で総括質疑を終わります。

お諮りします。議案第55号から議案第57号までの3件につきましては、お手元に配付をしました付託議案審査日程表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号から議案第57号までの計3件につきましては、各常任委員会に審査を付託することに決定をいたしました。お諮りします。議案第58号及び議案第59号の計2件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号及び議案第59号の計2件につきましては、議長を除く15名をもって構成する特別会計等予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。なお、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長を指名したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、委員長には副議長、副委員長には文教福祉常任委員長が決定をいたしました。

-
- 議長（山本 隆俊） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これで本日は散会します。

35分から特別委員会を開催いたします。第3会議室のほうにお願いしたいと思います。

午前11時20分散会
